

わおら

第66号

幼児療育センター 行事の様子



みどり動物病院の先生・スタッフの皆さまによる乗馬体験



中野たみ子先生による「幼児期に大切にしたい家庭指導」



サンビレッジ国際医療福祉専門学校の言語聴覚学科の学生さんによる実践研修



細葉会の皆さまによる花壇・畑の手入れ作業

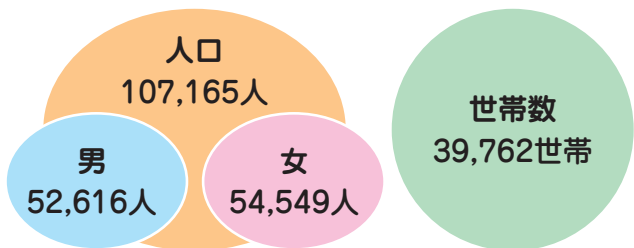


OB(2年・5年)の話を聴く会と`弦の響きを楽しむ会、演奏・ブーレの皆さま

お世話になった皆さま、ありがとうございました。

管内の人口と世帯数

(平成28年8月1日現在)



【主な内容】

平成28年第2回もとす広域連合議会臨時会開催	2
もとす広域連合人事行政の運営等の状況(平成27年度)	3
もとす広域連合管内の介護保険利用状況	4
こんにちは幼児療育センター相談支援事業所です！	6
大和園 特別養護老人ホーム入所の手続きQ&A	7
休日急患診療所のご案内	7
地域包括支援センターだより	8

平成28年第2回もとす広域連合議会臨時会開催

平成28年第2回もとす広域連合議会臨時会が、5月25日1日間の会期で、本巣市役所本庁舎3階の議場において開催されました。

今臨時会では、瑞穂市選出議員の改選により7名（うち3名再任）の議員が選出されたことに伴い、各委員会委員の選任及び正副委員長長の互選、議長、副議長の選挙等が行われました。

また、専決処分による承認1件、条例の改正2件、平成28年度の補正予算案3件の議案が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

報告第1号 専決処分の報告について

議案第1号 もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号

もとす広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号

平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について

議案第4号

平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号

平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について

議会構成

平成28年9月1日現在

（瑞）…瑞穂市選出議員
（本）…本巣市選出議員
（北）…北方町選出議員

☆議長 長 松野藤四郎（瑞）
☆副議長 白井 悦子（本）
☆監査委員 村木 俊文（北）

議会運営委員会

【所管事項】

議会の会期日程や議案・請願などの取扱、議長の諮問事項などについて協議

委員長 森 治久（瑞）
副委員長 中村 重光（本）
委員 広瀬 武雄（瑞）
委員 鏑本 規之（本）
委員 村木 俊文（北）
委員 安藤 哲雄（北）



総務介護常任委員会

【所管事項】

総務課及び介護保険課の所管に関する事務



委員長 広瀬 武雄（瑞）



副委員長 安藤 哲雄（北）



委員 森 治久（瑞）



委員 鏑本 規之（本）



委員 中村 重光（本）

老人福祉常任委員会

【所管事項】

老人福祉施設の所管に関する事務



委員長 黒田 芳弘（本）



副委員長 若井 千尋（瑞）



委員 清水 治（瑞）



委員 白井 悦子（本）



委員 松野 由文（北）

療育医療衛生常任委員会

【所管事項】

療育医療施設及び衛生施設の所管に関する事務



委員長 若園 五朗（瑞）



副委員長 村木 俊文（北）



委員 くまがいさちこ（瑞）



委員 松野藤四郎（瑞）



委員 上谷 政明（本）

もとす広域連合人事行政の運営等の状況 (平成27年度)

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員数

区分	平成27年4月1日 職員数	平成27年度中 退職者数	平成27年度中 採用者数	平成28年4月1日 職員数
一般行政職 (看護師等)	75人	3人	7人	79人
医療職 (栄養士等)	9人	0人	0人	9人
技能労務職	3人	0人	0人	3人
合計	93人	3人	7人	97人

(2) 級別職員数 (平成27年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
標準的職務	主事	主任	課長補佐、係長又はこれに相当する職務	会計管理者又は特に高度な業務を行う課長補佐	課長又はこれに相当する職務	事務局長又はこれに相当する職務	75
一般行政職	39	20	12	4	0	0	75
構成比	52.00%	26.67%	16.00%	5.33%	0.00%	0.00%	100.00%

※もとす広域連合の給与条項に基づく給料表の級区分による職員数です。
標準的職務とは、それぞれの級における代表的な職名です。

8 職員の研修の状況

平成27年度中の主なもの

区分	研修名	受講者数	
岐阜県市町村振興協会 市町村研修センター	新規採用職員研修	6人	
	新規採用職員フォローアップ研修	5人	
	3年～5年職員研修	6人	
	中堅職員研修	4人	
	係長級職員研修	2人	
	係長級職員フォローアップ研修	2人	
	課長補佐級職員研修	2人	
	個人情報保護と情報公開講座	1人	
	公文書作成講座	1人	
	プレゼンテーション能力向上講座	1人	
	メンタルタフネス講座	4人	
	個々を認め合うコミュニケーション講座	2人	
	法制執務基礎講座	1人	
	人事評価者講座	5人	
	メンタルヘルス・ハラスメント防止講座	1人	
契約事務の基礎講座	1人		
パソコン講座 (ワード2010中級)		1人	
	パソコン講座 (エクセル2010中級)	3人	
	平成27年度 介護保険事務～制度と運用～	1人	
全市市町村国際文化 研修所 (JIAM)			
その他			
(本庁)	国保連担当者研修会	2人	
	第三者行為求償研修	1人	
	給付適正化研修	1人	
	介護相談員研修	1人	
	介護相談員事務局研修	1人	
	コーディネーター基礎研修	3人	
	生活支援サービス体制づくりセミナー	2人	
	新しい総合事業の移行戦略	2人	
	岐阜県障害児研究会 (県委託事業研修含む) 年6回	各2人	
	東海4県言語・聴覚・発達障害児教育研究大会 年1回	1人	
(療育医療施設)	ネットワーク研究会 (美濃市・可児市) 各1回	各7人	
	幼児療育センター 公開指導	全療育指導員	
	療育講座 職員向け研修 (医師・作業療法士・言語聴覚士等) 各1回	全療育指導員	
	岐阜県相談支援従事者現任研修 年1回	1人	
	岐阜県児童発達支援管理者研修 年1回	1人	
	相談支援事業者連絡協議会 岐阜ブロック学習会 毎月	2人	
	指定障害福祉サービス事業者等集団指導及び説明会 年1回	2人	
	診療報酬改定に伴う集団指導説明会 年1回	2人	
	(衛生施設)	フオークリフト運転技能講習	1人
		自主測定技術 (水質関係) 講習	1人
岐阜県災害廃棄物処理計画説明会及び研修		1人	
岐阜県一般廃棄物処理施設連絡協議会 し尿処理技術専門部会		2人	
岐阜県環境推進研修会 (第1回・第2回)		各1人	
電気保安講習		1人	
焼却灰最終処分場視察研修		1人	
汚泥リサイクル施設視察研修		2人	
(老人福祉施設)		岐阜県老人福祉施設協議会 各種研修会	5人
		21世紀委員会県外視察研修会	1人
	養護老人ホーム委員会県外視察研修会	1人	
	養護老人ホーム委員会研修	1人	
	社会福祉施設長資格認定講習	1人	
	主任介護支援専門員研修	1人	
	介護支援専門員 各種研修	3人	
	もとす広域介護支援専門員連絡協議会 研修会	6人	
	岐阜県地域包括・在宅介護支援センター 協議会研修会	1人	
	岐阜県がんな在宅ケア推進のための研修会	1人	
その他	もつと薬剤師会・もつと広域管内居宅介護 支援事業所・地域包括支援センター合同 研修会	2人	
	認知症対応型サービス事業管理者研修	1人	
	認知症高齢者介護職員研修	1人	
	介護職員等によるたん吸引等研修	3人	
	介護実践基礎研修	1人	
	福祉・介護施設職員接遇講習	1人	
	社会福祉士実習指導者講習	1人	
	介護福祉士実習施設実習指導者講習	1人	
	東海北陸ブロック老人福祉施設研究大会 高齢者介護職員等結核予防研修会	5人	
	事例から学ぶ管理者の事故対応研修	1人	
福祉施設のためのリスクマネジメント 研修会	1人		
ユニットリーダー研修	1人		
ターミナルケア研修	1人		
多職種ケアマネジメント研修会	2人		

2 職員の人事評価の状況

平成27年度は勤務評定を実施

区分	事務局長	課長又は 施設長	課長補佐又は 施設長補佐	主任主査又は 係長	主査以下
第1次評定者	広域連合長	事務局長	課長又は 施設長	課長補佐又は 施設長補佐	主任主査 又は係長
第2次評定者	—	担当副広域 連合長	事務局長	課長又は施設 長	課長 又は施設長
評定項目	成績、態度及び能力評定				
評定基準日	5月1日・11月1日				
活用分野	勤怠手当、昇給、昇格、配置				

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢 (平成27年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	238,581円	38歳5月
医療職 (看護師等)	276,122円	44歳0月
医療職 (栄養士等)	288,100円	40歳7月
技能労務職	204,317円	39歳3月

(3) 職員手当

扶養手当	・配偶者月額13,200円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき月額6,500円 ・配偶者がいない場合そのうち1人につき月額11,000円 ・15歳～22歳までの子への加算1人につき月額5,000円
住居手当	・家賃の額が月額12,000円を超える借家等月額27,000円以内
通勤手当	・通勤距離 (片道) 2km以上に ・通勤用車使用者月額2,000円～31,600円 ・交通機関等利用者定期券等額
特殊勤務手当	・老人福祉手当月額515円 (看護師等) 日額840円 (介護職員等) 日額805円 (調理員) 日額805円 (調理員) 月額18,000円 (介護支援専門員) ・養護訓練手当日額145円 ・し尿処理手当日額700円 ※1日当たり支給額は1日の時間数が6時間以上で適用。 4時間以上6時間未満は1/2適用。
時間外勤務手当	・正規の勤務時間を超えて勤務した場合 勤務日における時間外勤務1時間につき時間単価×1.25倍 週休日における時間外勤務1時間につき時間単価×1.35倍
宿日直手当	・1回4,200円 ※特殊な勤務1回7,200円
管理職員 特別勤務手当	・1回8,000円
夜間勤務手当	・深夜 (22時から翌朝5時の間) 勤務した場合 勤務1時間につき時間単価×0.25倍
休日勤務手当	・祝日及び年末年始の休日に勤務した場合 勤務1時間につき時間単価×1.35倍
管理職手当	・課長以上の職員給料月額×役職に応じた支給率 (10%～13%)
期末手当	・6月期1.225月分12月期1.375月分
勤怠手当	・勤務成績に応じて支給給料等月額×期間率×成績率

(2) 初任給基準 (平成27年4月1日現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	176,700円	157,300円	144,600円

区分	大学卒	短大卒
医療職 (看護師等)	206,300円	194,200円

区分	大学卒	短大卒
医療職 (栄養士等)	182,900円	160,700円

区分	高校卒	中学卒
技能労務職	142,000円	134,000円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務時間	閉庁日
始業時刻 午後8時30分	白曜日及び土曜日
終業時刻 午後5時15分	国民の祝日に関する法律に規定する休日
	12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 年次有給休暇 (付与日数・期間1年につき20日)

取得の状況 (平成27年1月1日～平成27年12月31日)

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	取得率 (B) / (A)
3,659日	574日	98人	5.9日	15.7%

(3) その他の休暇制度

種類	付与日数・期間等
病欠休暇	必要最小限の期間
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間
骨髄若しくは末梢血幹細胞提供のための休暇	必要と認められる期間
社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間
結婚休暇	連続する5日間の範囲内の期間
出産休暇	6週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週間) 以内に出産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
保育時間休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、 1日につき1時間を超えない範囲内の期間
妊産婦等の健康診査等のための休暇	必要と認められる期間
妻の出産休暇	2日の範囲内の期間
育児参加休暇	5日の範囲内の期間
子の看護休暇 (小学校就学前)	1年につき5日の範囲内の期間
短期介護休暇 (要介護者の介護)	1年につき5日の範囲内の期間
慰労休暇	死亡した者の続柄に応じ1日から7日の範囲内の期間
法要休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	7～9月内で原則として連続する3日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	事由に応じ、7日の範囲内の期間又は必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする状態ごとに、連続する6月の期間内

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業の状況

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	1件
育児休業期間延長の承認件数	0件	1件

(2) 配偶者同行休業の状況

区分	件数
配偶者同業休業の申請件数	0件
配偶者同業休業の承認件数	0件

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分内容	処分者数	処分事由
分限処分		
免職	0人	
休職	2人	心身の故障のため
降任	0人	
降給	0人	
懲戒処分		
免職	0人	
停職	0人	
減給	0人	
戒告	0人	

7 職員のサービスの状況

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事者の許可申請	0件	0件
職務専念義務の免除	1件	1件

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

年代別定期健康診断	受診者数
90人	

(2) 共済制度

岐阜県市町村職員共済組合に加入

(3) 公営災害補償制度

・地方公務員災害補償基金岐阜県支部に加入

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

・該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

・該当なし

もとす広域連合管内の介護保険利用状況

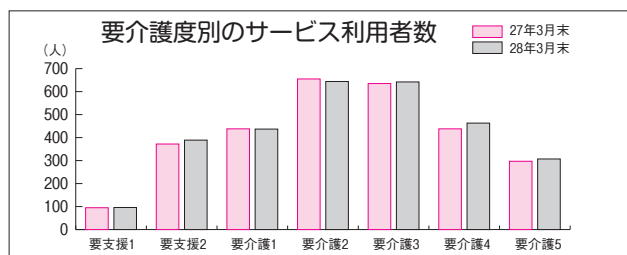
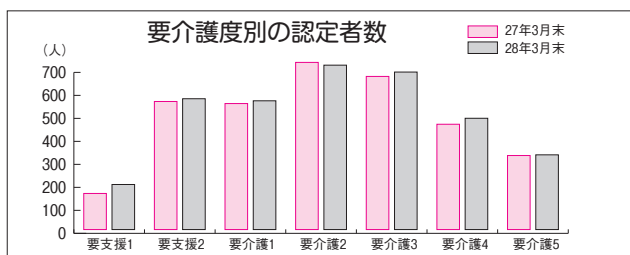
①もとす広域連合管内(瑞穂市・本巣市・北方町)の状況

区分	27年3月末	28年3月末
総人口(人) A	106,823	106,871
65歳以上人口(人) B	23,689	24,400
高齢化率(%) B/A	22.2	22.8

区分	27年3月末	28年3月末
認定者数(人) C	3,435	3,534
利用者数(人) D	2,930	2,978
認定率(%) C/B	14.5	14.5
利用率(%) D/C	85.3	84.3

②要介護度別の認定状況

認定区分	認定者数(人)		サービス利用者数(人)	
	27年3月末	28年3月末	27年3月末	28年3月末
要支援1	157	196	95	96
要支援2	557	569	372	389
要介護1	548	560	438	437
要介護2	727	715	655	644
要介護3	666	685	635	642
要介護4	458	484	438	463
要介護5	322	325	297	307
合計	3,435	3,534	2,930	2,978



③在宅サービス・施設サービスの利用割合

サービス区分	利用者数の構成比(%)		費用額の構成比(%)	
	27年3月末	28年3月末	27年3月末	28年3月末
在宅サービス	77.9	76.6	62.7	60.9
施設サービス	22.1	23.4	37.3	39.1



④在宅サービス・施設サービスの利用状況(1ヶ月分)

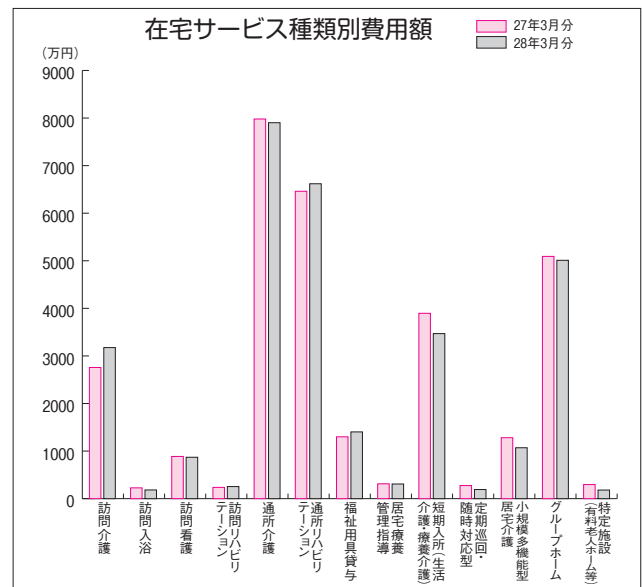
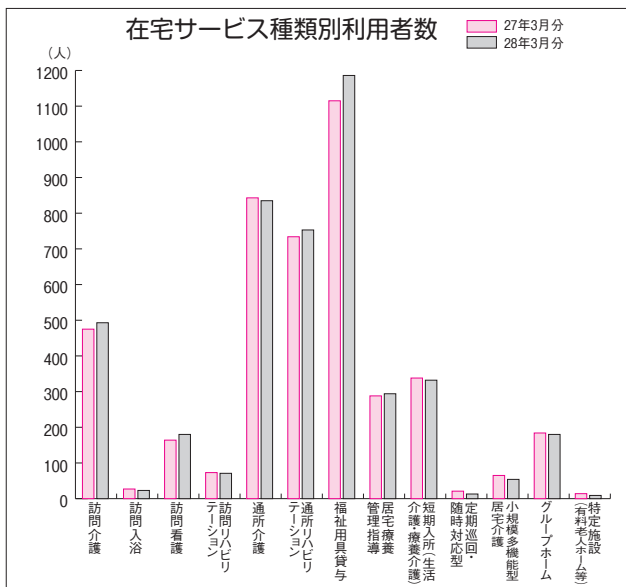
サービス区分		27年3月分	28年3月分
在宅	利用者数(人)	2,283	2,281
	費用額(千円)	311,357	306,347
	1人当たり費用月額(円)	136,381	134,304
	※対支給限度額比率(%)	59.3	56.9
施設	利用者数(人)	647	697
	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	363	409
	特別養護老人ホーム(地域密着型介護老人福祉施設)	20	49
	老人保健施設	253	237
	療養型医療施設	11	10
	費用額(千円)	185,440	196,778
1人当たり費用月額(円)		286,616	282,321

※対支給限度額比率とは、要介護度に応じて介護保険で利用できる在宅での介護サービスの支給限度額に対して、実際に利用した額の比率です。この数字が高ければ、在宅サービスがよく使われていることを表します。

⑤在宅サービス種別利用者数・費用額(1ヶ月分)

サービス区分	利用者数(人)		費用額(千円)	
	27年3月分	28年3月分	27年3月分	28年3月分
訪問介護	475	493	27,575	31,750
訪問入浴	27	23	2,271	1,837
訪問看護	164	180	8,870	8,702
訪問リハビリテーション	73	71	2,373	2,546
通所介護	843	835	79,802	79,024
通所リハビリテーション	734	753	64,610	66,197
福祉用具貸与	1,115	1,186	13,000	14,033
居宅療養管理指導	288	294	3,127	3,087
短期入所(生活介護・療養介護)	338	332	38,968	34,698
定期巡回・随時対応型	21	13	2,755	1,922
小規模多機能型居宅介護	65	54	12,816	10,707
グループホーム	184	180	50,924	50,106
特定施設(有料老人ホーム等)	14	9	2,961	1,814
合計	4,341	4,423	310,052	306,423

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合があります。



⑥福祉用具購入と住宅改修の利用者数・費用額(年度)

区分	利用者数(人)			費用額(千円)		
	26年度	27年度	伸率(%)	26年度	27年度	伸率(%)
福祉用具購入	286	260	△9.1	8,351	8,098	△3.0
住宅改修	230	279	21.3	22,168	27,766	25.3

⑦住宅改修工事種別件数(年度)

工事区分	工事種別件数(件)		
	26年度	27年度	伸率(%)
手すりの取付	213	267	25.4
段差の解消	72	96	33.3
床材等の変更	10	19	90.0
引き戸等への扉の改修	30	37	23.3
便器の取替	7	5	△28.6
合計	332	424	27.7

※一人の利用者で複数の項目に該当する場合がありますので⑥の住宅改修の利用者数と一致しません。

こんにちは幼児療育センター相談支援事業所です！

療育センターには、療育部門の児童発達支援事業所と相談部門の相談支援事業所があります。

Q1. 相談支援事業所ってどんな事をしているのですか？

A. 大きく2つの柱があります。

- ①保護者の方から、お子さんの発達について不安や心配等の相談を受けます。(電話予約)
- ②利用(療育を受ける)を希望される保護者の方には、利用の為の手続きを説明し、関係法令に基づいて適切な福祉サービスが、お子さんに提供されるよう支援利用計画を作成し、利用後は、一定期間ごとにモニタリング(計画見直し)を実施し、充実したサービスが受けられるよう進めていきます。

Q2. どんな相談の内容が、多いのですか？

A. 親さんの心配や困り感は、お子さんの年齢によって違ってきます。

【年長児】

- 会話が成立しにくく、突然突拍子もない事を言う。
- やりたい事を優先させてしまう。
- ちょっとつまずくと、「自分はできない子」と、言います。
- 人の嫌がる事(抱きつく、小さい子を抱っこしようとする、後ろから押す等)をする。何度注意してもまたする。
- 友達と遊んでいても急に別の事をする。
- 子ども同士のコミュニケーションがうまく取れない。

【年中児】

- 「終わりです。」と、言われても終われない。なかなか次の事に移れない。
- ことばがけが耳に入らないことがよくある。
- 周りの状況が読みとれない。(空気が読めない)
- 話をしていると急に違う事を話し始める。
- 教えようとする事が覚わらず、親の方がイラッとしてしまう。
- 保育参観に行くと先生の指示を聞いていなかったり、集団行動ができていない。

【年少児】

- 問いかけに答えられない。
- 慣れない場や人だと固まる。
- 保育園での一斉指示が聞けない。
- 「ダメ！」と言う事を頑なにやる。
- 何かに夢中になると呼びかけに反応しない。
- 勝ち負けや一番にこだわる。
- 話すけど文章にならず、単語が多い。
- 保育園でみんなと離れて、一人でフラフラしている。
- 落ち着きがない。
- 集団行動が取れない。

【1、2歳児】

- ことばが遅い。ことばがなかなか出てこない。
- よく動く。



- 落ち着きがない。
- 話を聞いていない。
- 同じ事を何度も注意しなければならない。
- いい事、悪い事、危ない事の区別がつかない。
- 話しかけているのに反応しない。
- 思い通りにならないと泣く。ずっと泣いている。

Q3. 実際に相談をされてどう思われましたか？

A. 不安が軽減されました。

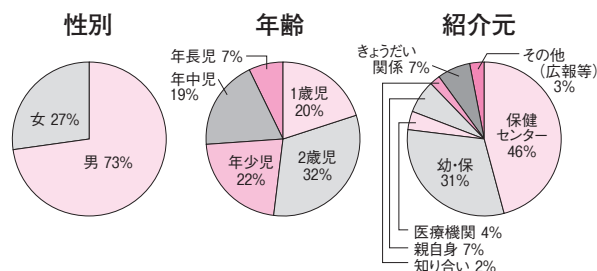
- 親はいつも一緒にいてなかなか気づかない事や課題になる部分があり、相談して良かった。スッキリした。
- “もっと早く相談していれば…”と思うぐらい一人で悩み、抱えていた不安がスッキリした。親としてうまく育てられない事は、親の努力が足りないと思っていた。周りの協力も必要だと実感した。
- 始めはショックだったが、相談をしている内に前向きに考えられるようになった。
- 育児に対して迷い、思いつめていた部分があった。発達の遅れがあると知った時はショックだったが、前向きに考える事ができた。
- 悩んでいる事、困っている事などを相談し、いろいろアドバイスが貰えた。
- 今まで心配していた事が相談して聞いてもらい、気持ち became 楽になった。
- 子どもの性格や個性なんだと思っていたので、色々相談して気づかされた事がいっぱいあった。もっと早く相談にいかばよかった。
- 子ども、何よりも私が前向きになれたように思う。あらためて子どもの不得意なところが分かった。
- 専門家としての意見がもらえて良かった。
- ショックと感ずる事もあったけど、相談してみても分かった事など、いろいろ知る事ができて良かった。

最後に、お子さんの発達に不安や心配を持った親さんとの面談の中で、

- 子どもはどんな事に困っているのか(実態把握)を共有、共感
- 子どもにどんな力を伸ばしていくとよいのか、その力を育てる事でどんな生活ができるようになるのか、どんな事がうまくいくようになるのか。
- その力を育てる為に、どうすればよいのか、お母さんが一人で頑張るのか、専門的な支援者の後押しをもらって、みんなで支援をしていくのか。といった事を親さんと導き出し、
- 自分の事を理解してくれる支援者がいてくれる事は、子どもにとって意味あること！親さんにとっても意味あること！
だと考えています。

※平成27年度、相談件数135人の性別・年齢・紹介元の内訳は以下の通りです。

問合せ先058-323-0584 療育医療施設幼児療育センター



大和園 特別養護老人ホーム入所の手続きQ&A

今回は、大和園特別養護老人ホーム入所の手続きと入所までの期間についての疑問を簡単なQ&Aにまとめました。



●特別養護老人ホームへの入所ってどう手続きすればいいの？

●大和園の窓口にて、入所申込書をお受け取り下さい。



●記入や手続きについて、電話でもご相談頂けます（施設の見学もできます）。



●入るためには何か条件はあるのかな？

〈特別養護老人ホーム入所要件〉

- 要介護度3・4・5と認定された方が対象
※但し、要介護度1・2と認定された方でも一定の要件を満たす事で特例入所申請を行うことが可能です。



●申し込みから入所までどのくらいの期間かかるの？

入所は申込み順ではありません!! 要介護度や生活状況により審査を行います。

昨年度、入所までの平均は約6ヵ月です。(最短1ヶ月、最長9ヶ月程度)



■お問い合わせ先／老人福祉施設 大和園 電話 0581-34-2555



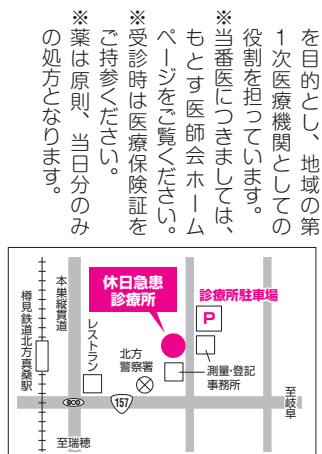
休日急患診療所 外観



待合室



診察室



- 診療日／日曜日、祝日(1月1日を除く) 1月2日、3日、8月15日(お盆)
- 診療科目／内科、小児科
- 診療時間／午前9時～正午 午後1時～4時
- 場 所／北方町北方3219-125 (北方警察署東隣)
- 電 話／0581-332310523 詳細については左記のとおり
- 診療日以外の電話 ※平日のみ(幼児療育センター) /0581-32310584

もとず広域連合療育医療施設
休日急患診療所のご案内

オレンジの輪(リング)が広がっています

現在、高齢者の4人に1人が認知症またはその予備軍といわれています。
もはや、認知症はどなたにとっても他人事ではありません。
こうしたなか、認知症を正しく理解しようとする取り組みが企業でも始まっています。



日本郵便㈱にて



分かりやすく、寸劇も取り入れてます



参加者からの声

- 認知症に対する意識が変わりました。身近なこととして今後接していきたいです。
- お客様に安心して来てもらえるように、これからも勉強したいです。

参加者からの声

- 「そういえば…」というケースがありました。今後、違った目線で関われそうです。
- いろいろな制度やサポートを初めて知りました。困ったことがあった時に、頼れる所があると知って安心しました。



認知症サポーターには、認知症を支援する「目印」としてオレンジリングをお渡しします

スポーツクラブ
ルネサンス岐阜LCワールドにて



あなたもサポーターになりませんか

地域包括支援センターでは、ご要望に応じて認知症サポーター養成講座を開催しています。
認知症の方やご家族が、地域で穏やかに生活できるよう、ひとりでも多くの方に認知症について理解し、サポーター（応援者）となっていただきたいと思っています。
皆さまからのご連絡をお待ちしています。

各市町の地域包括支援センターの連絡先

地域包括支援センターは行政機関等の相談窓口と連携をとっています。お気軽にご相談ください。

瑞穂市地域包括支援センター

〒501-0222 瑞穂市別府1283番地（瑞穂市総合センター1階）
電話：058-327-4118 FAX：058-327-5304

本巣市地域包括支援センター

〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1（本巣市真正老人福祉センター内）
電話：058-324-5166 FAX：058-324-5167

北方町地域包括支援センター

〒501-0452 本巣郡北方町高屋石末1丁目9番地（北方町総合体育館東隣）
電話：058-323-5540 FAX：058-323-5569

発行／もとす広域連合 〒501-0462 岐阜県本巣市宗慶365番地
電話058-320-2266 FAX058-320-2265 <http://www.kaigohoken.or.jp>